

【園則（運営規程）記載事項】

学校教育法施行規則

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下『休業日』という。）に関する事項
- (2) 部科及び課程の組織に関する事項
- (3) 教育課程及び授業日時数に関する事項
- (4) 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- (5) 収容定員及び職員組織に関する事項
- (6) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (7) 授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
- (8) 賞罰に関する事項
- (9) 寄宿舎に関する事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（運営規程）

第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

※園則において運営規程として必要とされる記載事項が網羅されていれば運営規程と兼ねることが可能